

吉川市交通事故防止特別対策推進計画

1 趣旨

本市では、これまで交通事故防止対策として、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の交通安全意識の高揚を図るための広報活動や街頭啓発活動など、交通安全教育活動などの事業を、吉川警察署や交通安全関係団体等と一体となって推進してきた。

しかしながら、今年の10月から12月の3か月間の交通事故死者数が3人となったことから、埼玉県知事から令和2年12月25日付けで「交通事故防止特別対策地域」に指定された。

このため、本市では、市長を本部長とする吉川市交通事故防止特別対策本部を設置し、全市をあげて充実した交通事故防止対策を実施するため、本推進計画を策定するものである。

2 交通事故防止特別対策地域の指定期間

令和2年12月25日（金）～ 令和3年3月24日（水）

3 目標値

指定期間中及び指定後3か月の死亡事故件数の目標値は、次のとおりとします。

指 定 期 間 中	指 定 後 3 か 月
0 件	0 件

4 交通事故防止特別対策の推進

本市では、吉川市交通事故防止特別対策本部を設置し、「吉川市交通事故防止特別対策大綱」の各項目を重点目標とし、それぞれの目標に対し対策事項を定める。

市では、埼玉県や吉川警察署、交通安全関係団体等と連携し、指定期間内に集中的に対策事項を実施するものである。

5 交通事故防止特別対策の重点と今後の具体的な取組

【趣旨】

吉川市内における交通死亡事故が令和2年10月に2件、12月に1件発生したことで、市町村交通事故防止特別対策推進要綱第2条に基づき、埼玉県知事から3か月間交通事故防止特別対策地域（以下「特別対策地域」という。）として指定されました。

このことから、市では交通事故防止対策及び今後の取組の方針を定めるものとします。

【交通事故防止特別対策の重点と今後の具体的な取組】

▶今後の具体的な取組

- ① 児童の登校時での立哨指導 **交通指導員**
- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ③ 幼稚園での交通安全教室 **母の会**
- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑤ 青パト車で市内巡回広報 **交通指導員**
- ⑥ 防災無線、庁内放送、HP、メール、Twitterによる広報
- ⑦ 高齢者世帯訪問 **母の会**
- ⑧ 市内全小中学校児童生徒に啓発チラシ配布 **市内小中学校**
- ⑨ 市役所内窓口における啓発品配布
- ⑩ 公共施設において啓発チラシ配布
- ⑪ 市内全域の道路パトロール(安全対策のため)
- ⑫ 交通事故多発交差点における立哨活動 **吉川警察・安協**
- ⑬ 交通死亡事故発生箇所の立会検証、安全対策 **吉川警察**
- ⑭ 横断幕の掲示、公用車にマグネット貼付

▶交通事故防止特別対策の重点と今後の取組

1 歩行者の交通事故防止

(1) 横断歩道における歩行者優先の徹底

- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑦ 高齢者世帯訪問 **母の会**
- ⑨ 市役所内窓口における啓発品配布
- ⑩ 公共施設において啓発チラシ配布

(2) 早めのライト点灯とハイビームの活用

- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ⑦ 高齢者世帯訪問 **母の会**
- ⑨ 市役所内窓口における啓発品配布
- ⑩ 公共施設において啓発チラシ配布

(3) 夕暮れ時や夜間における反射材着用の推進

- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ③ 幼稚園での交通安全教室 **母の会**
- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑤ 青パト車で市内巡回広報 **交通指導員**

(4) 道路横断時の安全確認の徹底

- ① 児童の登校時での立哨指導 **交通指導員**
- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ③ 幼稚園での交通安全教室 **母の会**
- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑤ 青パト車で市内巡回広報 **交通指導員**

2 交差点等での交通事故防止

(1) 交差点での安全確認の徹底

- ① 児童の登校時での立哨指導 **交通指導員**
- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ③ 幼稚園での交通安全教室 **母の会**
- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑤ 青パト車で市内巡回広報 **交通指導員**

(2) 交通事故多発交差点における立哨活動など通過車両対策の強化

- ① 児童の登校時での立哨指導 **交通指導員**
- ⑫ 交通事故多発交差点における立哨活動 **吉川警察・安協**

(3) 事故発生箇所や路線に応じた安全対策の推進

- ⑪ 市内全域の道路パトロール(安全対策のため)
- ⑬ 交通事故発生個所の立会検証、安全対策 **吉川警察**

3 市民に対する交通事故発生情報の積極的な提供

- ② 老人福祉センターでの交通安全講話
- ④ 街頭キャンペーン(少人数) **吉川警察**
- ⑥ 防災無線、庁内放送、HP、メール、Twitter による広報
- ⑦ 高齢者世帯訪問 **母の会**
- ⑧ 市内全小中学校児童生徒に啓発チラシ配布 **市内小中学校**
- ⑨ 市役所内窓口における啓発品配布
- ⑩ 公共施設において啓発チラシ配布
- ⑭ 横断幕の掲示、公用車にマグネット貼付